

# 平成29年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成29年2月9日（木曜日）

開 会 午後 2時28分

閉 会 午後 2時48分

---

## ○会議に付した事件

1. 白老町合祀墓地（仮称）設置について
- 

## ○出席議員（7名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	前田博之君	委員	大淵紀夫君
委員	吉田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	西田祐子君		

---

## ○欠席議員（なし）

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

生活環境課長	山本康正君
生活環境課主査	小野寺修男君

---

## ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午後2時28分）

---

○委員長（小西秀延君） 協議事項は白老町合祀墓地（仮称）設置についてであります。それでは担当から説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 本日はご説明をさせていただきお時間をいただき誠にありがとうございます。町長公約により平成29年に設置を予定しております白老町合祀墓地（仮称）設置につきまして説明をさせていただきます。内容につきましては、まず担当の小野寺主査のほうよりご説明をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 小野寺主査。

○生活環境課主査（小野寺修男君） それではお手元の資料の1ページのほうお開きくださいませ。まずこちらのほうですけれども、最初に設置理由ということで、こちらの3点書かせていただいております。1点目、少子高齢化や核家族化などにより親族によるお墓の維持管理や継承が困難な方のために、町が維持管理する墓の設置をするということでございます。この維持管理や継承ということなのですが、こういうことができないということで下のほうにちょっと表を載せてございますけれども、改葬ということでお墓の墓終いをされている方々の件数を載せさせていただいております。2点目でございます。経済的な理由からお墓の建立や、納骨堂の利用が困難な方のために安価で管理費が発生しないお墓を設置するというところでございます。3点目、社会情勢や価値感の変化に伴い埋葬形式が多様化していることから、その選択肢の一つとしてのお墓として建設をするということで、この3点を設置理由として挙げさせていただいております。先ほどちょっと説明させていただきましたが、これは白老町の墓地の利用状況でございます。1番左端に墓地の使用申し込みの件数、年度別に書いてございます。続きまして改葬の申請者数ということで、これは世帯ということで考えていただければ結構だと思います。一番最後の改葬許可人数というのは、そこに入っている方々のお名前を拾っていますので、一世帯で人数の多いところであれば、当然人数がふえてくるというような状況でございます。

続きまして2点目でございます。設置の場所でございます。こちらにつきましては3ページということで、簡単な略図でございますが載せさせていただいております。白老霊園に入りまして、正面に向かいまして右側のほう、慰霊碑の横のところに設置ということで考えてございます。

続きまして合祀墓地の完成のイメージでございます。これは5ページから6ページということで写真それから図面等がついてございます。最初の表紙のところでございますけれども、でき上がったときのイメージということで、大体の大きさを載せたものが表紙のページに載せさせていただいております。こちらにつきましては中の納骨できる収納体数を450体ということで試算をしております。

続きまして使用要件でございます。こちらにつきましては、申請できる要件といたしましては、

現在、焼骨を持つ使用者（申請者）が町内に居住していること、埋葬者（故人）が町内に居住していたことの期間がある方、3点目、白老霊園、虎杖浜墓地、北吉原墓地、社台墓地などから改装される方は必ず墓地を返却することということにさせていただきたいと思っております。

続きまして管理運営方法でございます。こちらにつきましては、納骨の方法については毎年4月から12月まで週1回申請者ごとに日時を決めて納骨をしていただくと。もう一つは墓碑に個人の名前を刻むことはしないということでございます。

続きまして2ページ目でございます。埋葬方法です。こちらにつきましては、直接合葬方式ということで骨箱や骨壺からお骨を取り出し、お骨を直接合祀墓地に納骨する方法をとります。ということで、一度納骨すると遺骨が混在してしまうために、あとから取り出しとということではできませんので、これについては十分申請の段階からお話し申し上げていきたいというふうに思っております。

続きまして使用料のところでございます。お骨1体につき9,000円という試算をさせていただきました。こちらにつきましては現段階の建設費等の予算の段階で試算をしております。

続きまして手続きの流れでございます。こちらにつきましては、まず申請については役場2階の生活環境課のほうで申請受け付けを行うということで、これは今現在やっている白老町の通常の墓地の申請と同じでございます。使用料の納付につきましては、申請後使用料を納めていただくということで、これは申請と同時にいただくような形になります。許可書の交付、こちらにつきましては、申請の処理をしたあとすぐに許可書を申請者のほうにお渡しをすると。続きまして納骨の日時の打ち合わせということで、納骨をする日時の打ち合わせをしていただき、そして決定をします。納骨につきましては、決定した日時に許可書と焼骨を合祀墓地に持参していただき、係の指示に従い申請者などの手によって納骨をしていただくということで考えてございます。

続きまして今後のスケジュールでございます。今後のスケジュールにつきましては、新年度に、29年でございますが、6月に条例の改正を考えてございます。こちらにつきましては、墓園条例の一部改正ということで、その前に建設費等が確定をしますもので、それらをもって使用料を設定して、それを条例の中に載せたいというふうに思っております。続きまして9月、合祀墓地の完成、10月、供用開始、申し込み開始ということになってございますが、こちらにつきましては工期が早く終われば供用開始も前倒しにしたいということで考えているところでございます。一応簡単でございますが説明を終わります。

○委員長（小西秀延君）　ただいま説明が終わりましたが、これにつきましてご質問があります方はどうぞ。

吉田委員。

○委員（吉田和子君）　簡単なことというか、使用料というのはお骨1体について9,000円で、これは永代使用料ですから1回払うとずっと払わなくていいということなのですが、これつくるのに幾らかかるのか、大体450体ですから400万円ちょっとくらいになるのかな、使用料としては。そんなにランニングコストみたいなのはかからないと思うのですが、それを建設するには幾らぐらいの土地を含めてどれぐらいの予定なのか教えてください。

○委員長（小西秀延君）　小野寺主査。

○生活環境課主査（小野寺修男君） まず今のお話ですけれども建設費でございます。今、皆さんのお手元のほうに出てございます5ページのちょっと写真がついていると思いますが、こちらのほうの合祀墓地の設置工事でございますが、これは工事、それから霊園の掘削工事ということで、水道をちゃんと調べてから建てないといけないものですが、それは合わせてこれが約270万円でございます。それと6ページのほうにちょっと図になっていますけども、このお墓の下にブロックをひくというのですか、外構工事といわれるのですが、そこの部分もございまして、これが約67万円ということで、建設費につきましては、今現在ですけども試算ですが336万3,000円ということで試算をさせていただいております。先ほど委員から質問のありました9,000円の根拠でございますが、建設費とそれと墓地の減価償却といえますか、これから何年そこに入れるのかということと、それにかける年間の維持費ということで足しまして、それを埋葬数で割るとということで計算式をつくりました。先ほど言いました建設費が336万3,000円で墓地の償却年数を10年ということで計算しまして、年間維持費、こちらについては草刈り等を年間6万円ということで考えてございまして、これを足したものを450体で割り返しますと約8,806円という数字になります。それで9,000円という数字を出させていただいております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 10年間ということは減価償却も含めて10年間だと思うのですが、それ以降一切かからないということですね。10年過ぎてまた建て替えるとかそういうふうになったら、そこはそのまま置いておく形でまた新しくなる可能性もありますよね、新しくつくるのか。450体ですから、もうすぐ何年かで埋まってしまうのではないかと思うので、10年もたないのではないかと思うのですが、そういうふうになるとまた次に新たにつくっていくような形ということも考えていけるのか。永代はもう1回払ったらそれは終わりだから、また新たにまたつくったときはその分でまたかかって、また使用料をいただくということの計算になっていくということですね。そういう考えでいいのですね。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 基本的にはやはり今委員おっしゃられたように、450体が、使用料で皆さんに使用していただくものが全部埋まってしまうと、新たにまた建設をしてということになるかと思っております。それが10年間という形で見ているということ、10年間の中で販売していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） こういう時世と言いますか、さまざまな形態の今散骨だとかいろいろあった中で、この合祀の件なのですけど、今までのそういうこの冒頭の数字が示されているのだけど、これは関係ないですよ。これから発生するのですよね。今まではそういうその相談がかなりきていたのかどうか、その状況を示してほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 小野寺主査。

○生活環境課主査（小野寺修男君） 今のお話でございますが、うちのほうで町民に対する調査とかこちらから発信していることはないです。ただ、町長のほうの公約が新聞とそれから広報等に出てからなのですけども、うちのほうにも数件問い合わせがありました。また、今白老町のほう

で墓参バスということで8月と9月に無料の墓参バスを出しているのですが、今まででしたら墓参バスは遺族の方が乗ってこられてお参りをするという形だったのですが、今年はこれからお墓を考えているという方も乗っておられまして、自分が建てるお墓のイメージと、合祀墓地という話も聞いたのでどこにどういった形できるのかというお客様も昨年からはちょっとそういう方も数名ですけどもおられました。

○委員長（小西秀延君） 及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） とすれば、これからそういう合祀の施設を利用するという見込みは間違いなくふえていくということだと思いますね。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） やはりニーズのほうが、先ほど申し上げましたとおり、お問い合わせ等もいただいているということもありますし、先ほど改葬の許可人数のほうを出させていただいていますけども、やはりこれ見る限りやはり新たにお墓をつくって自分の何々家というお墓をつくられて霊園に建てられる方よりも、例えば改葬して納骨堂に納めたりという方がふえているというのが現実でありますので、そういった方々のニーズといたしますか、それは数字からも出ているかと思っておりますので、やはりこの意義といたしますか、建てることについて意義はあるのではないかとこのように考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほか。西田委員。

○委員（西田祐子君） このお墓、納骨堂というのはよくわかりました。これを納めるにあたって一つお伺いしたいのですが、これはそれぞれの宗教を持っている方がいらっしゃるんですね。お寺さんだったりいろいろ宗教ありますけど、その納骨のときにはそれは当然お寺さんとかが来てやるということが出来るというふうに理解していいですかね。理解していいのかなど。まずそれをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 今回こちらのほうに手続きの流れということで、記載させていただいている5番目のところに納骨とございますけども、こちらの決定した日時に許可書と焼骨を合祀墓地に持参いただいて申請者の手によって納骨いただくと、その際に例えば宗教的なことをされて納骨されるということは全然やぶさかではございませんので、それぞれの宗教に従って神道なのか仏教なのかは別にしても、そこで儀式をされて納骨されるということは全然問題ないかというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） わかりました。そして納骨されてしまったあとに、今までだったら、これは先ほども言いましたが、自分のお墓としてお参りできますけども、今後はこれができた場合には合同で何かするとか、そういうような会みたいなのをつくるとか、その辺はどういうふうになるのでしょうか。お盆とかお彼岸とか、めいめい自由に行っているのか、よくわからない。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 基本的にそれぞれこちらのほうに出向いていただいて、お参りいただくという形になってございます。それで、ちょっとまだうちのほうで合同慰霊祭だとかそういう

ったものを実施するかどうかというところについては、ちょっと町がやることについては宗教上でできないということがあって、過去には例えば実際にこちら合同慰霊とは違うのですが、無縁仏とかを社会福祉協議会のほうでされていたという経緯がございますので、町が主催するものとしてはなかなかその宗教上のいろんなことがあって、宗教行事というのは困難かと思っておりますので、その辺はちょっと今後のお話として、例えば社会福祉協議会にお願いして、そういった無縁仏の慰霊とともにこちらのほうのそういったものもできるのかどうかということも検討の対象にはなってくると思いますが、今のところやるとかということとはちょっと決めていないのが現実です。

○委員長（小西秀延君） ほかありますか。

もう1点、草刈り年間6万円かかっていくという中で、それを10年間、建設費とかと一緒に見ていくということなのでしょうけども、それ以後草刈りというのはどういうふうになっていくのでしょうか。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 基本的には継続して当然ながら草刈りはしていく形になります。これは委託料といいますか霊園の草刈りの委託をお願いしているところに委託料としてお支払いしていますので、その中に含まれた形でこの部分についても当然やっていただけるというふうに考えていますので、6万円という形でいただかない形にはなりますが、引き続き継続して草刈りのほうは実施していきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、総務文教委員会協議会は以上で終了させていただきたいと思っております。

（午後2時48分）